

第6章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その防止のための応急措置を迅速かつ的確に実施し、市民の安全と被災者の保護を図るための計画である。

第1節 応急措置実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。

1 応急措置の実施責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令上の実施責任者は次のとおりであり、各々必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 北海道知事（基本法第70条）
- (2) 警察官（基本法第63条第2項）
- (3) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (5) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条）
- (6) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (7) 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第24条及び第28条）
- (8) 消防長または消防署長等（消防法第29条）

2 市の実施する応急措置

市長は、災害が発生した場合は、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定により市区域内の他人の土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、速やかに次の措置をとらなければならない。

ア 応急公用負担に係る手続

市長は、「災害対策基本法施行令」（昭和37年政令第288号。以下「基本法施行令」という。）第24条の規定により工作物及び物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、権原者等（以下「占有者等」という。）に対し次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を「三笠市公告条例」（昭和43年条例第12号）を準用して市役所の掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 障害物件等の除去及び保管

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定により現場の災害を受けた工作物及び物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この節において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、市長は当該工作物等を保管しなければならない。

ア 市長は、工作物等を保管したときは、基本法第64条第3項の規定により当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示しなければならない。

イ 市長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はそ

の保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、基本法第64条第4項の規定により当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

ウ 工作物等の保管、売却、工事等に要した費用は、基本法第64条第5項の規定により当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、「行政代執行法」（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

エ 公示の日から起算して6月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、基本法第64条第6項の規定により当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条第1項の規定により他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

イ 応援に従事する者の応急措置の実施については、基本法第67条第2項の規定により当該応援を求めた市町村長指揮の下に行動するものとする。

(5) 北海道知事に対する応援要請等

市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条第1項の規定により知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第65条第1項の規定により市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

イ 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、「水防法」（昭和24年法律第193号）第24条の規定により市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

ウ 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、消防法第29条第5項の規定により火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、消防法第35条の10第1項の規定により事故の現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることがある。

3 救助法の適用手続及び適用基準

市長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに空知総合振興局を通じ北海道知事に報告しなければならない。

救助法の適用基準

| 被害区分 市町村の人口 | 市単独の場合 住家滅失世帯数 | 相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上) | 被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住家が 滅失した場合等 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------|--|
| | | 住家滅失世帯数 | |
| 三笠市 〔5,000人以上 15,000人未満〕 | 40 | 20 | 市町村の被害状況が特に 救助を必要とする状態に あると認められたとき |

適用

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損傷が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%～50%未満のもの。

(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世带に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

4 救助の実施と種類

| 救助の種類 | 実施期間 | 実施者区分 |
|----------------------|--|--|
| 避難所の設置 | 7日以内 | 市町村 |
| 応急仮設住宅の供与 | 20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受け て2年以内に延長可能 | 対象者、対象箇所の選定～ 市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村） |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 7日以内 | 市町村 |
| 飲料水の供給 | 7日以内 | 市町村 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内 | 市町村 |
| 医療 | 14日以内 | 医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村) |
| 助産 | 分娩の日から7日以内 | 医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村) |
| 災害にかかった者の救出 | 3日以内 | 市町村 |
| 住宅の応急修理 | 1か月以内 | 市町村 |
| 学用品の給与 | 教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内 | 市町村 |
| 埋葬 | 10日以内 | 市町村 |
| 死体の搜索 | 10日以内 | 市町村 |
| 死体の処理 | 10日以内 | 市町村・日赤道支部 |
| 障害物の除去 | 10日以内 | 市町村 |
| 生業資金の貸与 | | 現在運用されていない |

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

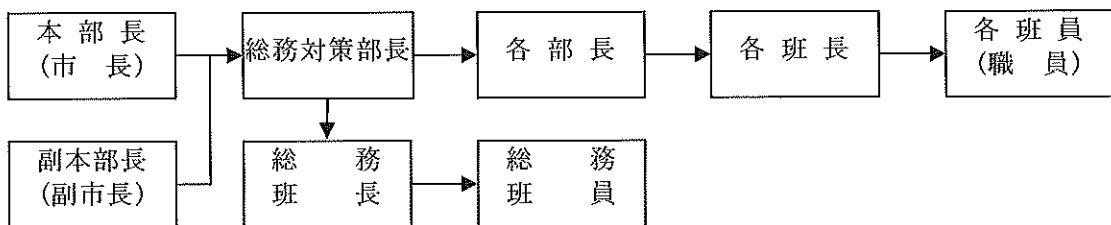
第2節 動員計画

本部設置時における市職員、消防職員及び団員の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

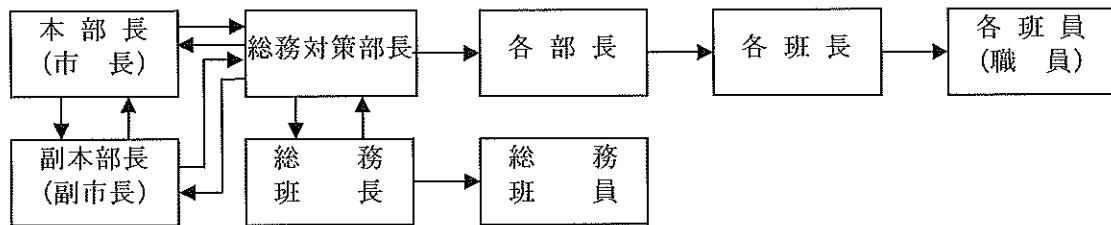
1 動員の伝達系統

(1) 本部が設置された場合の本部各班への伝達

ア 平常勤務時の伝達系統（伝達方法は、庁内放送、電話等による。）



イ 休日又は退庁後の伝達系統（伝達方法は、電話等による。）



(2) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に災害が発生し、又は発生のおそれがある情報を覺知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、電話、愛の鐘放送等により周知し、職員がこの旨を知ったときは、直ちに登庁するものとする。

2 配備体制確立の報告

各部長は、本部長の指示に基づき職員を配備したときは、直ちに総務対策部長を通じて本部長に報告するものとする。

3 応援要請

各部班の職員が不足する場合は、当該部長は本部長に対し他部班からの応援要請を行うことができる。

第3節 災害広報計画

災害時における住民及び報道機関等に対する災害情報の提供並びに広報活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集要領

災害情報等の収集については、第4章第3節「災害情報等の収集、報告及び伝達計画」によるほか、次の要領によるものとする。

- (1) 災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係機関の取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料及び写真等の収集

2 災害情報等の発表及び広報の方法

- (1) 報道機関に対する発表等の方法

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表するものとする。

- ア 災害発生日時及び種別
- イ 災害発生の場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 本部の設置又は解散
- キ その他必要な事項

- (2) 一般住民及び被災者に対する広報

一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移をみながら次の方法により行うものとする。

また、高齢者、障がい者等要配慮者への情報の伝達に十分配慮する。

- ア 新聞、テレビ、ラジオの利用
- イ 広報車及び愛の鐘放送設備の利用
- ウ 広報誌の利用
- エ 電話、文書等による町内会長への連絡

- (3) 広報内容

- ア 災害に関する情報及び関係機関、住民に対する注意事項
- イ 災害応急、恒久対策とその状況
- ウ 災害復旧対策とその状況

エ 被災地を中心とした交通に関する状況

オ その他必要な事項

(4) 北海道及び関係機関に対する情報の提供

空知総合振興局及び関係機関に対し災害情報資料等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

(5) 庁内連絡

本部業務の適切な遂行のため、災害情報、被害状況等の推移を適宜庁内放送等を利用して本部職員に周知するものとする。

(6) 被災者相談所の開設

市長は、被災者の生活相談に応ずるため必要があるときは、災害現地において被災者相談所を開設するものとする。

(7) 記録映画、写真帳等の作成

災害の状況により必要がある場合は、災害記録映画、災害写真帳等の作成を行うものとする。

3 災害状況速報の作成、活用

前記1及び2を効率的に実施するため、水害時の場合は、「災害状況速報（様式編第8号様式）」を活用するものとし、また、他災害の場合もこれに準じ作成の上活用するものとする。

第4節 避難救出計画

災害から住民の生命、身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所（以下「避難場所」という。）の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、避難勧告及び指示の発令による住民の迅速・円滑な避難については、別に定める「風水害時の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき実施し、避難所の開設に伴う円滑な運営についても「三笠市避難所開設・運営マニュアル」に基づいて実施する。

1 避難場所の確保及び標識の設置

- (1) 大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- (2) 建築物が密集する市街地においては、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする指定緊急避難場所を整備するものとする。また、整備にあたっては、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等いわゆる要配慮者の利用に十分配慮する。

(3) 指定緊急避難場所の選定要件

- ア 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド(校庭を含む)、公共空地など空間を充分確保できること。
- イ がけ崩れや浸水などの危険のないこと。
- ウ 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

2 指定避難所の確保及び管理

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者を収容するための避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

また、影響範囲の大きい災害については、市の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

(1) 指定避難所等の選定要件

- ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- イ 浸水等の被害のおそれがないこと。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- エ 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。

カ その他被災者が生活する上で適當と認める場所であること。

(2) 指定避難所の管理

ア 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。

イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。

ウ 休日、夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

3 避難場所、避難施設についての住民及び施設管理者等への周知

避難場所の指定を行った場合は、住民及び学校などの施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所等の周知

ア 避難場所の名称、所在地

イ 避難対象世帯の地区割り

ウ 避難場所への経路及び手段

エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識の普及

ア 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）など

イ 避難時における知識

安全の確保、移動手段、携行品など

ウ 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

4 避難計画

(1) 避難実施責任者

ア 市長（市民対策部避難防疫班・経済対策部商工業対策班）

災害の危険がある場合は、危険区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、又は指示する。（基本法第60条、水防法第29条）

イ 警察官

市長が指示するいとまがないとき、又は市長から要請があった場合は、避難のための立退きを指示する。（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 知事

市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代って避難のための立退きを勧告し、又は指示する。

（基本法第60条・第73条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(2) 避難勧告及び指示の基準

ア 避難勧告

警報等の発表又は災害が発生し始めた場合に、事前の避難準備又は事前に安全な場所へ避難させる場合の基準は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 警報等が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき
- (イ) 河川が氾濫し、被害が予想されるとき
- (ウ) がけ崩れの危険が予想されるとき
- (エ) その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき

イ 避難指示（緊急）

災害の発生の危険が目前に切迫していると判断されたときは、至急に安全な場所に避難させるものとする。

(3) 避難勧告及び指示の方法

ア 伝達事項

- (ア) 避難先
- (イ) 避難経路
- (ウ) 避難勧告又は指示の理由
- (エ) 注意及び必要事項

イ 伝達方法

(ア) 避難信号による伝達

水防法第20条第1項により北海道知事の定めた水防信号を使用するものとする。

(イ) テレビ、ラジオ等による伝達

放送局（N H K、民間放送局）に対し、勧告、指示を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示し、放送するように依頼する。

(ウ) 放送（愛の鐘放送等）による伝達

(エ) 広報車（市、消防機関、警察署）巡回による伝達

(オ) 各戸又は「地区情報連絡責任者（町内会長等）」への電話による伝達

(カ) 伝達員による個別伝達

避難を勧告、指示した時が夜間、停電時等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職員及び団員等により伝達班を編成して個別訪問伝達を行う。

(イ) レアラートによる伝達

放送事業者等に北海道を通じて各種災害情報を提供することで住民に情報伝達する。

(ウ) 緊急速報メールによる伝達

携帯電話各社による緊急気象情報等の配信サービスにより情報を伝達する。

(4) 北海道及び関係機関への報告

避難勧告及び指示並びに避難所の開設をした場合は、直ちに空知総合振興局を経由して北海道に報告するものとする。

報告事項は、発令者、発令の理由、避難の対象地区、発令日時、避難先及び避難所開設の内容等とする。

なお、警察署その他関係機関に連絡を取り協力を求めるものとする。

(5) 避難所の設定

避難勧告及び指示に基づく避難者の収容については、災害の状況等を判断し、次に定める避難所のうち最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定するものとする。

なお、冬期間は積雪により、指定緊急避難場所は使用できないことから、指定避難所を使用するものとする。

ア 指定緊急避難場所

避難者が一時的に避難する最寄りの公園、広場等で、原則として給食等を行わず、1人当たりの必要面積は、おおむね3m²を基準として設定するものである。(別表編15)

イ 指定避難所

避難者を収容するための施設であって、容易に給食、物資を搬送できる場所で、概ね3m²につき1人を基準とし、50人以上収容することができ、災害に対し安全と考えられる建物とする。(別表編16)

なお、指定避難所に設定した建物の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努めるものとする。

ウ 福祉避難所(ふれあい健康センター)

避難所で避難生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、保健対策班が福祉避難所(ふれあい健康センター)への受入れ調整を行う。

エ 避難所の運営管理

(ア) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、本部長が必要と認めるときは延長することができる。

(イ) 避難所には、本部長の指名する運営管理者及び補助者を配置して運営管理に当たるものとする。

(ウ) 運営管理者は、本部及び施設管理者並びに関係機関と緊密な連絡を保ち避難者の収容に当たるとともに、民間団体の協力を得てその適切な運営管理を行うものとする。

オ 避難所記録

運営管理者は、「避難者世帯名簿（様式編第9号様式）」、「避難所設置及び収容状況（様式編第10号様式）」、「避難所用物品受払簿（様式編第11号様式）」により、常に収容状況について明らかにしておくとともに、「避難所日誌（様式任意）」を作成し、収容者の状況等を記録しておくものとする。

(6) 各地区ごとの避難所及び避難経路

各地区ごとの避難先、避難経路については、三笠市公立学校通学区域による区域内の避難所及び通学路を原則とするが、災害の状況に応じて最も安全な避難体制を確保するものとする。

(7) 避難方法等

ア 避難誘導者及び経路の確保

避難者の誘導は、本部職員及び警察官等が協力して行うものとし、荷物の運搬、自動車等の運転の制止等、避難道路の確保に努めるものとする。

イ 避難順位及び移送

避難させる場合は、老人、幼児、傷病者、身障者等及び婦女子を優先させるものとし、入院患者、施設の老人等自力による避難が困難な者及び途中に危険がある場合等については、臨機に車両等による輸送を行うものとする。

ウ 避難の準備、携帯品の制限等

避難の準備、携帯品の制限等については、次の事項について周知徹底を図るものとする。

(ア) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うとともに、状況に応じて家屋の補強、家財道具の安全な場所への移動等を行うこと。

(イ) 会社、工場等にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を行うこと。

(ウ) 避難者の携帯品は、必要最小限にとどめ、避難秩序を乱すことのないよう注意すること。

(携帯品の例)

現金、貴重品、食料、タオル、石けん、ちり紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

(エ) 避難者は、服装を身軽にし防寒具又は雨具を携行すること。

- (オ) 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型、保護者名等）を携帯すること。

5 救助救出計画

(1) 被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び市民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

(2) 救出対象者

救出の状況を例示するとおおむね次のとおりである。

- ア 火災の際、火中に取り残された場合
- イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合
- エ 山崩れ、地滑り等により生埋めになった場合
- オ その他自動車等の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

6 費用及び期間

被災者の避難、救出のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

なお、被災者を救出した場合は、「被災者救出状況記録簿（様式編第12号様式）」により記録しておくものとする。

第5節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食糧の確保と供給の手続き等については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（経済対策部商工業対策班、市民対策部避難防疫班）

救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

2 食糧供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して、炊事ができない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

3 食糧供給の方法

(1) 品目

供給品目は、米飯、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルクとする。

(2) 調達、供給方法

ア 米穀の調達及び供給

米穀の調達は、市内各米穀店等から購入するものとするが、不足の場合又は緊急を要する場合は、空知総合振興局長を通じ北海道知事に要請を行うものとする。

イ 米穀の在庫場所

| 在庫場所及び名称 | 所管及び責任者 |
|--------------------------------|---|
| 萱野政府本指定倉庫 (いわみざわ農業協同組合農業倉庫) | 北海道農政事務所 生産支援課 いわみざわ農業協同組合 代表理事組合長 |
| | (011-330-8800) (0126-25-2211) |

ウ 主要食糧及び副食の調達

市内食料品店等を調達先とするが、なお不足する場合は、北海道知事を通じて災害用米穀、乾パン類等の供給を依頼するものとする。

エ 供給輸送の方法

食糧供給の輸送等については、車両等によるものとし、本章第14節「輸送計画」及び第16節「労務供給計画」により措置するものとする。

4 炊き出し計画

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しへ、本部長が行うものとする。

(2) 協力団体

日赤奉仕団、婦人団体、町内会等の協力により行うものとし、第3章第4節「住民組織等への協力要請」によるものとする。

(3) 炊き出し施設

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 器材名 | 数量 (台) | 調理能力 最大／日(食) |
|-------------|------------|--------|-------|-----------|-----------------|
| 三笠市学校給食センター | 若草町 404 | 2-2197 | ガス炊飯器 | 1 | 米飯 1,000 |

上記で不足又は不測の事態の場合は、市内の炊き出し可能な施設の協力を求める他、市立三笠総合病院、社会福祉法人三笠市社会福祉事業団の施設を活用する。

5 費用及び期間

炊き出しのための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

なお、炊き出し等を実施した場合は、「炊き出し給与状況（様式編第13号様式）」により記録しておくものとする。

第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等の確保と供給については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（市民対策部避難防疫班）

救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

2 供給対象者

災害により住宅が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）及び床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活必需品を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 給（貸）与物資の種類

被災者に給与又は貸与する物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

4 物資の調達方法

- (1) 被災者の状況に応じ配分計画を樹立し、市内の各衣料店及び日用品取扱店より調達するものとする。
- (2) 調達が困難な場合は北海道に要請し、支給を受けるものとする。
- (3) 調達に当たっては、急場をしのぐ程度の必要最小限にとどめるよう留意するものとする。
- (4) 市内で調達できる生活必需品等の調達先を把握しておくものとする。

5 給（貸）与の方法

(1) 取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各町内会長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 給与又は貸与台帳の整備

救援物資の給与又は貸与に当たっては、その経過を明確にするため「物資受払簿（様式編第14号様式）」、「物資給与及び受領簿（様式編第15号様式）」を整備し

ておくものとする。

6 費用及び期間

衣料、生活必需品等物資の給与又は貸与のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第7節 給水計画

災害により給水施設が被災し、あるいは飲料水が汚染されたことにより飲料水を得ることができなくなった場合の応急給水に関する事項については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（経済対策部水道班）

救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。また、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（一人あたり1日おおむね3リットル）、個人において準備しておくよう住民に広報しておくものとする。

2 給水の方法

- (1) 応急給水は、災害の状況に応じて給水車（給水タンク、ポリ袋、消防車等）によって給水するものとする。
- (2) 被災地において水源を確保することが困難なときは、桂沢水道企業団施設又は隣接市町村に依頼して、その水源地から給水車又は容器により搬送し給水するものとする。

給水用資器材保有状況

| 資 器 材 名 | 数 量 | 保 有 先 | 給 水 可 能 人 員 | 給 水 量 (1人1日 給水量3㍑) | 備 考 |
|-----------|------|-------|-------------|-----------------------|--------|
| アルミ製給水タンク | 3台 | 水道課 | 1,000人 | 3.0t | 1.0t容器 |
| 給水ポリ容器（袋） | 100個 | 〃 | 200人 | 0.6t | 6㍑袋容器 |
| 〃 | 700個 | 〃 | 2,333人 | 7.0t | 10㍑袋容器 |
| 消防大型水槽車 | 1台 | 消防署 | 3,300人 | 10.0t | 10t車 |

※ 消防大型水槽車にあっては、飲料用以外の生活用水を給水する場合のみ使用するものとする。

3 給水施設の応急復旧

共用栓、消火栓及び医療用施設等緊急を要するものから優先的に行うものとする。

4 住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に周知するものとする。

5 給水応援の要請

市長は、自ら行う飲料水の供給が困難な場合は、日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会、北海道開発局、自衛隊、北海道又は他市町村へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資器材の応援を要請するものとする。

6 費用及び期間

給水のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第8節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し、混乱し、又は医療機関が著しく不足したため、被災地の住民が医療の途を失った場合又は集団的に多数の死傷者が発生した場合に、防災関係機関等が迅速かつ的確な応急的緊急医療措置を実施し、医療救護に万全を期すための対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（医療対策部医療班、市民対策部救護班）

救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施するほか、北海道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

2 医療救護の対象者

（1）対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害又は集団的に多数の死傷者が発生したため医療の途を失った者とする。

なお、集団的に多数の死傷者とは、おおむね50人以上に及ぶ災害とする。

（2）対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し市長に通知するものとする。

この場合において通知を受けた市長は、直ちに援護に関し医師、看護師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保及び手配その他の必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示するものとする。

3 医療救護所の設置

市長は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、医療救護所を設置するものとする。

医療救護所は、市内各医療機関を原則とするが、災害の状況により現地の公共施設を使用するものとする。

市内における医療機関の状況

| 医療機関名 | 住所 | 電話番号 | 収容定数 |
|---------------|----------|--------|------|
| 市立三笠総合病院 | 宮本町489-1 | 2-3131 | 199 |
| 南そらち記念病院 | 岡山506-8 | 6-8211 | 93 |
| みかさホームケアクリニック | 多賀町2-1 | 3-7566 | — |

4 一般社団法人三笠市医師会に対する出動要請

市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、「災害時及び高速自動車国道の事故における医療救護活動に関する協定書（資料編7）」に基づき一般社団法人三笠市医師会長に対し、次のとおり医療班の編成及び医療活動の実施要請するものとする。なお、医療班の編成は、同医師会長の定めるところによる。

また、災害規模等必要に応じ、北海道知事及び自衛隊に対し救出、搬送及び医療物資の運送等の応援要請を行うものとする。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の日時及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資器材
- エ その他必要な事項

(2) 医療班の業務

- ア トリアージ(患者の重症度、緊急度により治療の優先順位を決める。)
- イ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた措置

(3) 医療救護活動報告書の提出

医療班の救急医療活動については、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を市長に提出するものとする。

| 報告書類名 | 記載 内 容 |
|-----------|---|
| 医療救護活動報告書 | <ul style="list-style-type: none">・出動場所及び期間・受診者数（死亡、重症、中等症、軽症別）・救急医療活動の概要、その他必要事項 |
| 医療救護班名簿 | <ul style="list-style-type: none">・出動者の種類及び人員 |
| 医療品等使用報告書 | <ul style="list-style-type: none">・使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容 |

5 医療品の確保

医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、市内医薬品等の取扱業者からの調達によるものとするが、市内での調達が困難な場合は、市長は北海道知事に対し、斡旋及び提供を要請するものとする。

6 関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、北海道知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 救護班の支援（赤十字病院、道立病院）
- (2) 患者移送（北海道、北海道警察及び陸上自衛隊）
- (3) 災害派遣医療チーム（D M A T）の支援
- (4) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の支援

7 災害通報伝達及び傷病者の把握

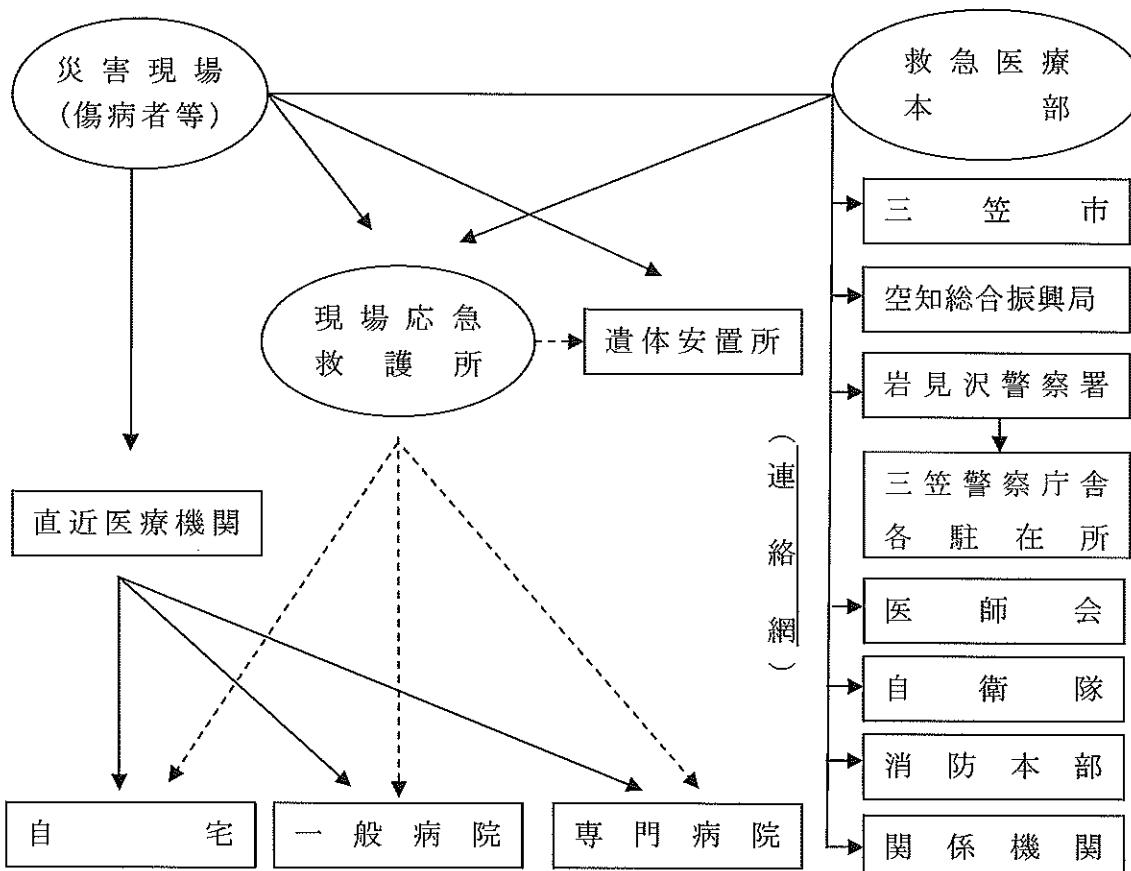
- (1) 災害通報伝達

通信連絡体制及び方法等については、第4章第2節「災害通信計画」に定めるところによるものとする。なお、各関係機関のもつ専用通信施設等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

- (2) 傷病者の把握

傷病者把握に当たっては、「高速自動車国道事故等対策要綱（資料編8）」に基づきトリアージを行うものとし、傷病者に結んだ「トリアージタグ（資料編9）」により「救急状況調書（様式編第16号様式）」を作成の上、「記録集計表（様式編第17号様式）」に記載するものとする。

- (3) 傷病者等の搬送系統



8 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償の負担は、次の区分によることを原則とする。

ア 三笠市

市が対策を実施し、責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条の規定に基づき北海道知事が定めた額又は救助法の規定に準じた額とする。

また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

医療活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、医療救護活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。

第9節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び防疫活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（市民対策部避難防疫班）

被害が甚大で防疫活動が困難なときは、北海道及び関係機関の応援協力を得て実施するものとする。

2 避難防疫班の編成

- (1) 被災地における防疫活動を迅速的確に実施するため避難防疫班を編成するものとする。
- (2) 避難防疫班は、防疫活動及びその指導に当たるものとする。
- (3) 避難防疫班の編成は、次のとおりとする。

| 班 の 種 別 | 班 長 | 班 員 |
|-----------|--------|-----------|
| 避 難 防 疫 班 | 市民生活課長 | 班長の指示する人員 |

3 防疫の種別及び方法

(1) 被災地の消毒方法

- ア 浸水家屋、下水側溝その他不潔な場所の消毒を実施する。
- イ 避難所の便所その他不潔な場所の消毒を実施する。
- ウ 井戸等の消毒を実施する。
- エ 状況によって、ねずみ、昆虫等の駆除について、地域及び期間を定めて実施する。

(2) 家屋等の消毒

浸水地域に対しては、被災直後各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布し、床及び壁の洗浄、便所の消毒並びに野菜等の消毒について衛生上の指導を行うものとする。

(3) 検疫及び水質検査並びに健康診断

被災地域又は避難所において感染症発生のおそれがある場合は、空知総合振興局保健環境部保健行政室（保健所）の協力を得て検疫及び水質検査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症を予防するため、必要に応じ保健所の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 患者等に対する措置

伝染病患者又は病原保有者が発生したときは、保健所と協議し隔離収容の措置をとるものとする。なお、やむを得ない理由で自宅隔離を行う場合は、し尿等の衛生処理を特に厳重に行うものとする。

5 防疫用薬剤の調達

市保有の消毒機器を使用し、防疫用薬剤は、市内関係業者から調達する。

なお、不足が生じた場合は、保健所等から借用するものとする。

第10節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿の処理収集、死亡獣畜の処理等の清掃に関する事項については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（市民対策部避難防疫班）

被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、北海道又は近隣市町村の応援を要請する。

2 清掃班の編成等

- (1) 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。
- (2) 作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。
- (3) 必要に応じて空地等を利用し、ごみ集積地を設けるとともに避難所等については、臨時のごみ入れ容器（50リットルポリ容器等）を設置するものとする。

3 廃棄物等の処理方法

(1) ごみの収集処理

被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残棄物及び伝染病の源となるものから収集するものとする。また、必要に応じ一般車両の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。

なお、処理処分は市廃棄物最終処分場を使用するが、災害の状況により埋め立て又は一時貯蔵し、後日焼却する等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

(2) し尿の収集処理

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により野外に仮設便所を設置するものとする。

なお、処理は市のし尿処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。

(3) その他

廃棄物等処理については、「三笠市震災廃棄物処理計画」に基づくものとする。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき又は所有者が処理困難なときは、市長が実施するものとする。

なお、処理方法は、焼却及び埋却等によるものとする。

第11節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（市民対策部避難防疫班）

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物愛護及び適切な管理を行うものとする。
- (2) 災害発時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発時において、北海道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第12節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理 埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長（市民対策部避難防疫班、消防対策部消防班）
救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。
- (2) 警察官

2 実施方法

(1) 行方不明者の搜索

ア 搜索の対象

搜索の対象は、災害により行方不明になった者とする。

イ 搜索の実施

搜索は、市、消防機関又は警察官と協力して搜索隊を編成し、実施するものとする。

なお、被災の状況により関係機関、関係市町村及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

(2) 搜索方法

行方不明者的人相、着衣、特徴、写真、所持品等の情報収集に努め、関係機関等の相互連絡を緊密に取りながら搜索を行うものとする。

(3) 応援要請

市において被災し、行方不明者が流出等により他の市町村に漂着していると考えられる場合において、関係市町村に対し搜索を要請するときは、次の事項を明示して応援を要請するものとする。

ア 行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

3 行方不明者発見後の収容、処理

(1) 負傷者等の収容

搜索隊が搜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見したときは、速やに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

搜索隊が遺体を発見したときは、直ちに警察官に通報するものとし、明らかに

災害によると認められるもの及び警察官から遺体の引渡しを受けたときは、寺院、その他適当な遺体収容所に収容するものとする。

(3) 医療機関との連携

捜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう医療機関及び警察機関と緊密な連携をとるものとする。

4 遺体の処理

(1) 遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、次により処理するものとする。

ア 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

イ 身元が判明しない場合及び災害で遺族等が混乱しているときなどは、市が遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時保存の措置をとるとともに、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をするものとする。

(2) 遺体の収容は、市内の寺院、公共施設等適当な場所を選定するが、やむを得ない場合は、仮設遺体収容所を設置するものとする。

(3) 遺体の収容については、棺等の確保を行うものとする。

(4) 遺体の埋葬は、災害により死亡した者で個人で埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のない遺体のみ次により埋葬するものとする。

ア 埋葬は、原則として火葬とする。

イ 埋葬は、災害時における一時的混乱期に行うので応急的なものとする。

ウ 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後に埋葬する。

エ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬は行旅死亡扱いとする。

5 費用及び期間

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第13節 障害物除去計画

災害によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等、住民の生活に著しい支障を与えると思われる障害物の除去については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) (経済対策部施設第2班)

救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

(2) 道路及び河川その他公共施設等はそれぞれの管理者

2 障害物除去の対象

住民に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される次の場合に行うものとする。

(1) 住民の生命、財産等を保護するため速やかに障害物の除去を必要とする場合

(2) 道路における交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川の流水をよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するために必要とする場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策機材を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 除去方法は、原状回復を図るものではなく、応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所等

除去した障害物は、それぞれ実施した関係機関において付近の遊休地等を利用し集積するものとする。

5 障害物の売却及び処分の方法

市長は、保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれのあるとき又は保管に相当の費用若しくは手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管する。なお、売却の方法等については、競争入札又は随意契約により行うものとする。

6 費用及び期間

障害物の除去のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第14節 輸送計画

災害時における被災者の避難、災害応急対策要員の移送及び応急対策用資器材、生活必需物資の輸送等の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（総務対策部総務班、経済対策部施設第1班）

災害の規模によっては、北海道及び関係機関の応援協力を得て実施する。

2 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のため必要な人員、資器材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資器材等の輸送
- (5) 救援物資等の輸送
- (6) その他本部が行う緊急を要する輸送

3 輸送の方法

災害時の輸送は、一次的には自機関の所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの距離、時間、災害の様相あるいは自機関の所有する台数等で不足する場合は、他の関係機関に要請するものとする。なお、災害時の輸送は次の種別のうち最も効果的な方法によるものとする。

(1) 道路輸送

道路交通が安全確保されている場合は、第一次的には本部が所有している車両により輸送するものとする。なお、不足の場合は他の関係機関又は民間輸送業者等の車両を借上げるものとする。

(2) 空中輸送

交通が途絶し、かつ避難者の救出等緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は空知総合振興局長を通じ自衛隊又は北海道警察等の航空機（ヘリコプター）派遣を要請するものとする。

ア 物資投下指定地点

避難所として指定する各小・中学校等のグラウンドとし、その都度定めるものとする。

イ ヘリコプター着陸指定地点

| 施設名 | 所在地 | 施設管理者 | 電話番号 |
|--------------|------------|--------------------|--------------------|
| 萱野中学校グラウンド | 萱野192-1 | 萱野中学校長 | 2-2308 |
| 三笠運動公園陸上競技場 | 美園町3 | 社会教育課長 | 2-2197 |
| 旧幌内小学校グラウンド | 幌内北星町346 | 学校教育課長 | 2-2197 |
| 旧新幌内小学校グラウンド | 唐松青山町140-1 | 学校教育課長 | 2-2197 |
| 桂沢国設スキー場駐車場 | 西桂沢 | 商工観光課長 | 2-3997 |
| クロフォード公園 | 三笠市本町971-1 | 商工観光課長 | 2-3997 |
| 子供の広場 | 若草町280-2 | 社会教育課長 | 2-2197 |
| 三笠小学校グラウンド | 本郷町485-1 | 三笠小学校長 (学校教育課長) | 2-2010 (2-2197) |

(3) 人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が困難な場合は、本章第16節「労務供給計画」の定めるところにより、人力による輸送を行うものとする。

4 車両用燃料の調達

車両用燃料は、北海道石油業協同組合連合会南空知地方石油業協同組合三笠部会及び市内燃料取扱事業所を調達先とする。なお、調達が困難な場合は、北海道及び関係機関に依頼して燃料の確保に努めるものとする。

第15節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（経済対策部施設第2班）

救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

2 避難住宅の確保

市長は、災害のため住家を失った被災者を一時的に収容する避難住宅を確保するものとする。

3 応急仮設住宅

市長は、必要により災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

(1) 対象者（いずれも該当するものであること）

ア 住家が全壊、全焼、又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自己の資力で住家を確保することができない者

(2) 建設戸数

全壊、全焼及び流失戸数の3割以内の範囲とする。ただし、被害状況により特に必要な場合は、限度戸数を上げる。

(3) 建築場所

原則として市有地とする。ただし、適当な場所がない場合は、公有地及び私有地を選定するものとする。

(4) 建築、木材業者及び資材の斡旋、調達

原則として、市内の指定業者を指名する。なお、建築資材の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。

(5) 供与

ア 入居者の選考に当たっては、民生委員等の意見を徴し、被災者の資力、その他の生活条件を調査の上決定する。

イ 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項による期限内（最高2年以内）とする。

4 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者で、これを例示すると「応急仮設住宅の対象者」と同様である。

(2) 修理の方法

「応急仮設住宅」の建築方法に準ずる。

5 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、市の区域内の滅失戸数が200戸以上等の場合は、「北海道地域防災計画」に定める基準に基づき、国庫補助により災害公営住宅を建設するものとする。

6 費用及び期間

応急仮設住宅及び住宅応急修理のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

7 応急仮設住宅及び住宅応急修理等の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、「応急仮設住宅台帳（様式編第18号様式）」及び「住宅応急修理記録簿（様式編第19号様式）」により記録しておくものとする。

第16節 労務供給計画

災害時における応急対策を円滑かつ迅速的確に実施するために、労務者を必要とする場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長（経済対策部商工業対策班）
- (2) 防災関係機関の長

2 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のために必要なとき。
- (2) 医療及び助産の移送のために必要なとき。
- (3) 被災者の救出のための機械器具等の運搬、操作に必要なとき。
- (4) 飲料水の供給のための運搬、薬品の配給等に必要なとき。
- (5) 救援物資の支給のために必要なとき。
- (6) 行方不明者の捜索又は遺体の収容処理若しくは埋葬に必要なとき。
- (7) その他応急対策のために必要なとき。

3 労務の提供要請

- (1) 本部各部長は、応急対策のため労務者を必要とするときは、次の事項を明示して経済対策部長に要請するものとする。
 - ア 労務要員を必要とする理由
 - イ 作業の内容
 - ウ 従事する場所及び期間
 - エ 所要人員等
 - オ その他参考事項
- (2) 市長は、必要に応じて市内土木業者等に対して労務者の提供要請を行うものとするが、これが困難な場合は、次の事項を付して岩見沢公共職業安定所へ求人申し込みを行い労務者の確保を図るものとする。
 - ア 職業別、性別、所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設の状況
 - オ その他必要事項

第17節 文教対策計画

学校施設の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育等については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市立学校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、教育委員会及び市長が行う。(救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任を受けて実施する。)
- (2) 各学校ごとの災害発生時の対応については、校長が具体的な応急計画を作成して行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置を取るものとする。

なお、登校前又は登校後の具体的な連絡方法等については、平常時より定めておくものとする。

(2) 施設の確保と復旧対策

学校施設が被災したときは、速やかに応急修理を行うものとするが、校舎の一部又は全部が使用不能になった場合は、次の措置をとり施設の確保に努めるものとする。

ア 特別教室、屋内運動場等を利用する。

イ 最寄りの学校その他公共施設を利用する。

ウ 前記ア、イにおいて確保ができない場合は、応急仮校舎を建設する等の対策を講ずるものとする。

(3) 応急教育等

ア 授業の確保

災害の状況に応じ特別教育計画を立て、授業の確保に努めるものとし、また、授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努めるものとする。

イ 教職員の確保

教職員が不足するときは、北海道教育庁（空知教育局）と連絡を密にして近隣の学校教職員の動員配置を図るものとする。

ウ 学校給食等の措置

給食施設設備が被災したときは、食中毒の防止など衛生管理に努めるとともに、できる限り給食の継続を図るものとする。なお、給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ直ちに応急調達に努めるものとする。

エ 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、施設内（特に水飲場、便所等）の清潔保持に努め、使用後は校舎全体の清掃及び消毒を行うこととし、また、必要に応じて児童生徒の健康診断を実施するものとする。

オ 学用品の措置

住宅の全壊、全焼及び床上浸水等により学用品を失い、又は損傷した児童生徒に対して学用品を支給する。学用品の支給対象品目は次のとおりであり、給与を実施した場合は、「学用品の給与状況（様式編第20号様式）」により記録しておくものとする。

- (ア) 教科書及び教材
- (イ) 文具類
- (ウ) 通学用品

3 費用及び期間

文教対策のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

4 文化財等保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年条例第83号）及び三笠市文化財保護条例（昭和44年条例第29号）によるものとし、文化財は教育委員会においてその保全、保護に当たるものとする。

第18節 災害警備計画

災害に関する北海道警察の諸活動は、「北海道地域防災計画」に定める基準によるものとし、札幌方面岩見沢警察署の諸活動についても、これによるほか、この計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害時における警備体制の確立

岩見沢警察署長（以下「警察署長」という。）は管内の情勢に応じて必要と認めたときは、所定の必要な警備体制をとるものとする。

3 公安警備

(1) 災害の予警報の伝達

- ア 警察署長は、市等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平素より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遗漏のないよう措置するものとする。
- イ 警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに市長に通報するとともに、警察署長に報告するものとする。

(2) 事前の措置

ア 市長が行う出動要請

市長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

イ 警察署長は、市長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちに市長に通報するものとし、市長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(3) 災害時における災害情報の収集

ア 警察署長は、市長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとし、必要と認められる場合には関係機関に連絡するものとする。

イ 警察署長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、災害情報收

集報告責任者を指定しておくものとする。

(4) 災害時における広報

ア 警察署長が行うべき広報は、警備措置上必要な災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他警察措置に関すること。

イ 警察署長は広報を行うに当たっては、保有する広報器材を活用するとともに、北海道、市及び広報関係機関と緊密に連絡して、災害の種別、規模及び態様に応じた広報を行うように努めるものとする。

(5) 避難指示（緊急）

ア 警察署長は、避難の指示、避難経路、避難所及び避難先における給食等について、あらかじめ市長と協議しておくものとする。

イ 警察官が基本法第61条、又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により、避難のための立退きの警告又は指示を行う場合は、第6章第4節「避難救出計画」に定める避難先を示すものとする。この場合において警察署長が市長に対して通知したときは、当該避難所の借上げ、給食等は市長が行うものとする。

ウ 警察官は避難の誘導に当たっては、市、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域については、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い遺留財産の保護その他犯罪の予防に努めるものとする。

(6) 救助

ア 警察署長は、市長等災害救助の責任を有する機関に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに遺体の見分に努めるとともに、状況により市長の行う災害活動に協力するものとする。

イ 警察署長は、災害が発生し必要があると認められる場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険の監視及び警ら等を行い、また、行方不明者等の発見、救出に当たるものとする。

(7) 応急措置

警察署長は、警察官が基本法第63条、第64条、第65条に基づき、警戒区域の設定又は応急公用負担を行った場合は、直ちに市長に通知するものとし、当該措置の事後処理については市長が行うものとする。

(8) 災害時における通信計画

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等必要な通信施設又は資材の配備について、北海道警察各部とあらかじめ打合せを行うなど、通信連絡の確保を図るものとする。

(9) 災害時における交通規制

ア 警察署長の行う交通規制

市内の道路について、災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、その他状況により必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 警察官の行う交通規制

災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法の規定に基づき一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

また、基本法第76条に基づき、通行禁止区域等において緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を取ることができる。

ウ 自衛官及び消防吏員の行う交通規制

基本法第76条に基づく前項の交通規制を実施する場合は、当該現場に警察官がいない場合に限るものとする。

なお、必要な措置を取ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知するものとする。

第19節　自衛隊派遣要請計画

災害時における応急対策の実施のため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の派遣要請については、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められ、かつ、自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がない場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (5) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領

- (1) 派遣要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書「災害派遣の要請について（様式編第21号様式）」をもって空知総合振興局長を通じて北海道知事（災害派遣要請権者）に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域（図面添付）及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 担当部及び提出先

派遣要請担当部は総務対策部とし、空知総合振興局の連絡先及び書類の提出先は地域創生部地域政策課とする。

- (3) 市長は、人命の緊急救助に関して北海道知事に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により北海道知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、次の指定部隊の長に直接通知することができるものとし、その後速やかに空知総合振興局長を通じて北海道知事に連絡し、前記(1)の手続きを行うものとする。

(要請先)

| 要 請 先 | 連 絡 窓 口 | 所 在 地 ・ 電 話 番 号 |
|-------------|-----------|--|
| 陸上自衛隊岩見沢駐屯地 | 第12施設群第3科 | 岩見沢市日の出台4丁目313 0126-22-1001 内線(230) |

3 派遣部隊の受け入れ態勢等

(1) 受け入れ準備の確立

空知総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、市長は次により措置するものとする。

ア 事前準備

宿泊は原則として自衛隊駐屯地又は天幕露營とし、給食設備についても自ら実施するものとするが、宿泊場所の提供、車両、器材等の保管場所の準備その他受け入れのための必要な措置をとるものとする。

イ 連絡職員の氏名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡調整のための連絡責任者を指名し、連絡に当たらせる。

ウ 作業計画等の確立及び器材等の確保

応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他必要な事項について計画を立てるとともに、応急復旧に必要な器材等については市で準備し、派遣部隊の到着後活動が速やかに開始できるよう留意するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、部隊責任者と応援、作業計画等について協議して必要な措置を取るものとし、現地には必ず責任者を立会わせ作業に支障をきたさないよう留意するものとする。

4 派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに「災害派遣の撤収要請について（様式編第22号様式）」をもって空知総合振興局長に依頼するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話などで依頼し、その後文書を提出するものとする。

5 活動内容

災害派遣部隊は主として、次の任務に当たるものである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動

- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

6 経費等

- (1) 次の費用は本市が負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ くみ取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び本市において協議のうえ定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合はこれを利用することができる。

7 協定等

その他、自衛隊派遣要請等にあたっては、下記の協定等を参照するものとする。

- (1) 災害時における連携に関する協定
- (2) 防災関係機関相互間における災害情報等の共有化に関する覚書

第20節 広域応援要請計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次のように
おり北海道、他市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

なお、市が締結している応援協定は、(資料編10)による。

1 市の措置

- (1) 市は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請する。
- (2) 市は、北海道及び他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、応援の受入体制を確立しておく。

2 消防機関の措置

- (1) 消防機関は、大規模災害が発生し、消防機関だけでは十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、消防機関は、必要に応じ、市長を通じ、北海道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求める。
- (2) 消防機関は、北海道及び他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第21節 ライフライン施設応急対策計画

災害によりライフライン施設が被災した場合は、各機関が相互に連絡連携を図り、それぞれ独自に応急対策を実施するとともに、市が行う応急対策については、この計画の定めるところによる。また、電力施設が被災し大規模な停電等が発生した場合は、北海道電力㈱岩見沢支店と連絡連携を図り市民の不安解消と安全確保に努めるものとする。

1 水道施設

災害時における水道施設の被害に対し、復旧及び飲料水の確保に支障のないよう講ずる応急措置については、この計画の定めるところによる。

(1) 実施責任者

市長（経済対策部水道班）

(2) 災害時の活動体制

本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い迅速に応急措置活動を実施するものとする。

ア 動員体制の確立

飲料水の確保、水道施設の復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保するため動員体制を確立する。

なお、人員が不足する場合は、他部班の職員、水道関係業者の応援を求め、また、不足する車両については、関係業者の応援を求めるものとする。

(3) 応急復旧対策

配水池施設の機能の回復を図るため、桂沢水道企業団から分岐後の送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう、配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努めるものとする。

ア 復旧作業

復旧作業は、水道工事指定業者の協力を得て行う。

イ 資機材の確保

復旧に要する資機材は、原則として経済対策部水道班が確保する。

ウ 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りにくい場合は、防災無線及び緊急車により施設の点検を行い、迅速な被害状況把握に努め被害の拡大を防止する。

エ 応急給水

第6章第7節「給水計画」の定めるところによる。

(4) 広報活動

災害発生後は、断水、応急給水に関する市民広報活動を実施し、混乱防止に努めるものとする。

ア 広報主体

愛の鐘放送設備、広報車等による巡回広報を実施するほか、復旧に相当な期間を要する場合には、広報チラシ配布等により対応する。

イ 広報内容

水道施設に被害があった場合は、本部と連携を密にして、被害状況及び復旧見込み等を広報し、なおかつ、給水拠点場所及び応急給水の見込み等を周知する。

2 下水道施設

災害時における下水道施設の被害に対し、汚水の疎通、排除に支障のないように講ずる応急措置については、この計画の定めるところによる。

(1) 実施責任者

市長（経済対策部水道班）

(2) 災害時の活動体制

本部の配備体制に基づき職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施するものとする。

ア 動員体制の確立

下水道施設の復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保するため動員体制を確立する。

なお、人員が不足する場合は、他部班の職員、関係業者等の応援を求め、また、不足する車両については、関係業者の応援を求めるものとする。

(3) 応急復旧対策

ア 被害調査

災害発生に際し、この計画に基づき直ちに被害状況調査、施設の点検を実施するものとする。

(ア) 一次調査として終末処理場、ポンプ場の点検、管渠にあってはマンホール又は路上からの目視調査を行う。

(イ) 二次調査として管渠の被害状況をテレビカメラ等による詳細調査を行う。

イ 応急措置

終末処理場、ポンプ場の機能の回復、管渠の疎通能力の確保を図るため、迅速的確な応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てるものとする。

(ア) 終末処理場・中継ポンプ場

- ・ 停電事故の場合は、直ちに自家発電装置に切り替える。
- ・ 処理場において、処理機能を損なうような事故が発生した場合は、非常流入ゲートの閉鎖によって場内への流入を停止する。

(イ) 下水道管渠

- ・ 幹線破壊箇所の溢水を止めるため、上流部において他幹線への切換（入孔締切）を行い、危険箇所については、バリケードで囲むとともに、保安灯を設置し二次災害を防止する。

- ・ 枝線破壊及び入孔破損の復旧は、ポンプや仮水路等で応急措置を講ずる。

(カ) 私設排水設備

- ・ 広報活動により排水設備の点検を呼びかけ、破損管の取替えや簡単な栓の修理等については、広報誌等により修理方法を指導する。
- ・ 一般家庭で修理困難な設備については、業者を斡旋して復旧に当たる。

(4) 広報活動

災害発生後は、排水不能箇所において使用自粛等の市民広報活動を実施し、混乱防止に努めるものとする。

ア 広報主体

愛の鐘放送設備、広報車等による巡回広報を実施するほか、復旧に相当な期間を要する場合は、広報チラシ配布等により対応する。

イ 広報内容

下水道施設に被害のあった場合は、本部と連携を密にして、被害状況及び復旧見込み等を広報し、市民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 電力施設

災害時の電力供給のための応急対策は、この計画の定めるところによる。

(1) 実施責任者

市長（総務対策部総務班）

可能な通信手段により、北海道電力㈱岩見沢支店（非常災害優先電話）に連絡を入れ、原因及び復旧見込時期等を確認する。

(2) 災害時の活動体制

災害対策本部を設置した場合または市長が認めたときは、本部の配備体制基準及び動員計画に基づき職員の配備並びに動員を行い迅速対応を図るものとする。

(3) 応急復旧対策

ア 市内の停電地域及び戸数、災害場所等の調査、把握を行い結果を記録するとともに、これを北海道電力㈱岩見沢支店へ伝達し対応を促すものとする。

医療施設、福祉施設等の停電は人命にも関わることから、早急な復旧について、北海道電力㈱岩見沢支店へ伝達し対応を促すものとする。

(4) 広報活動

停電による市民の不安解消並びに送電線、電線の断線、垂れ下り等による危険防止を図るため、愛の鐘放送設備または車両による広報を行うほか、復旧に相当な時間を要することが明らかになった場合には、広報チラシ配布等により対応するものとする。

(5) 広報内容

市内の停電地域、原因、復旧見込時期等。また、送電線及び電線の断線垂れ下り等による感電事故、電気火災防止の注意を広報し市民の不安解消に努める。

第22節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

1 緊急運航の要請

本市において、災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合、市長は「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、北海道知事に対し消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

2 要請の要件

市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の該当する場合に要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 要請方法

市長（総務対策部総務班）から北海道知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式編第23号様式）」を提出するものとする。但し、救急患者の緊急搬送に係る要請の場合は、消防署が行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連携方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室 Tel 011-782-3233 FAX 011-782-3234

北海道総合行政情報ネットワーク Tel 8-6-210-39-897 FAX 8-6-210-39-899

5 市の対応等

市長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措

置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

6 報告

災害が収束した場合には、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式編第24号様式）」により北海道総務部危機管理監に対して報告する。

7 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の偵察、情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急活動・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者救助・救出

(3) 火災防ぎよ活動

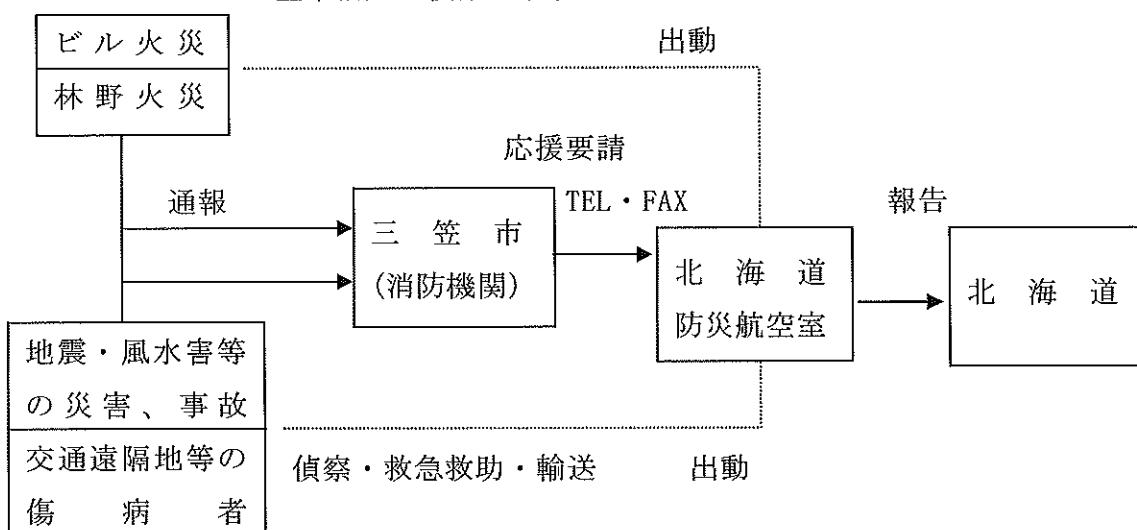
- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

8 消防防災ヘリコプター運航連絡系統図

消防防災ヘリコプター運航要請については、次のとおりとする。

空中消火・偵察・救助



9 ヘリコプター発着可能場所

第6章第14節「輸送計画」に定めるところによるものとする。